

六朝における官僚制の叙述

中村圭爾

はしがき

正史の百官志は何を叙述しているのか、いうまでもなくそこには整然たる官制の存在が述べられている。ではその整然たる官制の存在は歴史的事実か、この疑問はこれまであまり意識されてはいない。しかしながら、整然たる官制の存在を主張する叙述の存在と、その叙述の内容がそのまま歴史的に実在したかは、もちろん別次元の問題である。

『漢書』百官公卿表が出現して以後、六朝隋唐にかけての正史にはしばしばこの類の叙述が付加されているだけではなく、『漢官解詁』以後、官僚制に関する単行の著述の類は、他の時代に例をみないほど多数出現した。王朝史においても、単行の著書においても、官僚制を記録することへの意識と熱意は、この時代、きわめて高かつたといわねばならない。

正史百官志や官僚制に関する単行の著述へとかれら著者を駆り立てた官僚制は、かれらにとつて、はたしていかなる意味をもっていたのか。それら叙述は歴史的事実をただ客観的に叙述した單なる歴史記録であつたのか。本稿

の起点はここにある。

官僚制を記録するものたちにとって、官僚制の叙述はいかなるものであるべきと認識されていたのか、また官僚制はそれを記録することがなにゆえに不可欠とされていたのか。そのことを考へるためには、まずその叙述の具体的内容を把握する必要がある。そこからすんで、官僚制に関する叙述の本質は何かをさぐらうとするのが、本稿の目的である。

なお、本稿では、官職の種類と等級、官員数、職掌、待遇、編制、統轄関係など静態的な職官制度を官制と称し、これに官職就任資格、任用方式、遷官遷職、官職に付隨する特権など官僚制の運営にかかる諸要素をふくめたものを官僚制と称することにする。

一 官僚制叙述の歴史と系譜

まずは王朝史における官僚制の記述の歴史をたどることからはじめていたい。

周知のように、この類の記事の嚆矢は『漢書』百官公卿表であるというのが定論であろう。ところがこれについては、『史通』に特異な言及がある。すなわち内篇書志⁽¹⁾に、

若し乃ち五行藝文は、班子長の闕を補い、百官輿服は、謝孟堅の遺を拾う。

とあり、百官志は班固『漢書』ではなく、謝承が創始したというのである。これには、程千帆のいうように、単に名称のみみて、その実をみなかつた見解であるという批判もあるが、後漢史中もつとも早期の成書年代に属する一

書であるのが、孫權謝夫人の弟である謝承の『後漢書』であり、その「百官志」が百官志の名称としてはもつとも早いことと、また班固の表に対する劉知幾の批判的態度⁽³⁾にも関係があるようである。

これをうけて、この謝承の輿服・百官二志については、前者が『東觀漢記』車服志から、後者は百官公卿表から出たものでありながら、新しい名称をもちい、それがとともに『續漢書』志に模倣されたとして、この謝承書を高く評価する見解もある⁽⁴⁾。なお、謝承書の二志は佚文も今ではうかがいしることはできないが、他に禮儀、五行、郡國、兵、刑の五志があつたようで、そのわずかな佚文が残存する⁽⁵⁾。

後漢史として、謝承の書より早く撰述が始まったのは、『東觀漢記』である。本書は多くの撰者の手を経て、最終的には獻帝時に成ったもので、諸王表、王子侯表、功臣表、恩澤侯表⁽⁶⁾とならんと、百官表があつた。この名称は班固の百官公卿表との関係を強く示唆するものであろう。なお、表とは別に十志があつたが、そのなかに百官志の類はない⁽⁷⁾。

本書の百官表については、『史通』外篇古今正史⁽⁸⁾に、元嘉元年の、邊韶・崔寔・朱穆・曹壽らの孝穆崇二皇紀・順烈皇后傳の続撰をのべ、あわせて崔寔・曹壽と延篤が百官表を作つたことを記す。したがつて本書の編纂はなお後まで続いた可能性がある⁽⁹⁾。すなわち、『漢書』百官公卿表について、『東觀漢記』百官表があり、ついで謝書の百官志が出たということになる。

しかし、百官志の創始とその繼承関係、および百官表との関係については、さらに特異な名称の志を検討する必要がありそうである。それが、謝書とほぼ同時期の成書と推定される魏郎中魚豢撰『魏略』中外官志である。この

志は『南齊書』卷一六百官志序⁽¹⁾が、職官の記事の沿革を述べるにあたって、胡廣、應劭の書などとならべて「魏氏官儀・魚豢中外官」と列挙したものである。

魚豢撰『魏略』は、同人撰『典略』との関係や、その分類について諸説あるなど、問題の書であるが、『舊唐書』經籍志、『史通』古今正史は、本書を正史の系統に数え、体例からしても紀、志、傳をもつていたことは確實で⁽¹²⁾、ここに言及しておくべきであろう。

中外官とは、本来、星宿に関する用語であるが⁽¹³⁾、『南齊書』の文脈からいえば、この中外官とは官制に関するものであり、事実中外官は官制全体を包括する概念として通用していた⁽¹⁴⁾。ただ、上記中外官は「中外官志」である明証がなく、魚豢または『魏略』の語として諸書に引用される官制記事を張鵬一『魏略輯本』が「中外官志」と名づけて一括するだけであるが、その措置は正しかろう。

かくして、三世紀中葉、ほぼ時を同じくして、正史における官制記事に、表ではなく志を標榜する百官志と中外官志が出現したが、名称は百官志が後世に継承され、中外官志は忘れ去られた。その間の経緯はかならずしも明白ではないが、名称上の百官表との近似性、正史の系列としては対象とする時代が、謝書が後漢、『魏略』が三国と先後があつたことなどがその理由として推測される。

さて、後漢王朝史は『東觀漢記』以後も數多く作られた。『史通』古今正史⁽¹⁵⁾は前引文のあと、西晉泰始中、祕書丞司馬彪が撰した紀志傳八十篇よりなる『續漢書』、散騎常侍華嶠が『東觀記』を刪定した『漢後書』帝紀十二、皇后紀二、典十、列傳七十、譜三、総九十七篇をあげ、後者の十典は未完成であつたとのべ、西晉代の司馬彪と華

嶠の二書で後漢史を代表させているようである。この二書はともに志、またはそれに代わる典をもつてゐる。⁽¹⁶⁾前者の志がいうまでもなく『續漢書』八志であり、その中に百官志があるのは周知のことである。一方、後者の十典の内容は不明であるが、八志と十典という数を比較すると、十典のなかに百官志に相当する典が存在した可能性は高いといえよう。

これらその他、志をもつ後漢史としては、上記二書の後、東晉康帝時の著作郎謝沈の『後漢書』があり、その佚文に禮儀、祭祀、天文、五行、郡國の諸志があつたようであるが、百官志はみえない。⁽¹⁷⁾

その後、東晉末、孫恩の乱に死んだ袁山松にも『後漢書』があり、律曆、禮儀、祭祀、天文、五行、郡國、百官の諸志があつた。⁽¹⁸⁾

そして最後に范曄『後漢書』があらわれたが、本書には、もと十志があり、そのなかに百官志があつた。それは謝儼なるものが范曄に託されて著したものであつたが、劉宋代にすでに失われていたといふ。⁽¹⁹⁾

このようにみてみると、王朝史における官制の記録は、『漢書』百官公卿表、『東觀漢記』百官表、謝承『後漢書』百官志、『魏略』中外官志、司馬彪『續漢書』百官志の順になり、以下華書、袁書、范書と続くことになる。

三国史については、いうまでもなく陳壽『三國志』には志がない。ただ、晉の王沈『魏書』、同じく晉の張勃『吳錄』に志があつたというが、百官志の類は確認できない。⁽²⁰⁾

晉史については、佚文からみて、この類の志があるものとして、以下の三史があるとみられる。成書年代順にならべてみよう。⁽²¹⁾

劉宋の謝靈運『晉書』に百官志⁽²²⁾、おなじく劉宋の何法盛『晉中興書』に百官公卿表注があり、南齊の臧榮緒『晉書』には職官志または百官志があつた。このうち、臧榮緒『晉書』の諸志は唐修『晉書』諸志と名称、内容とも共通するところが多いといふ。

以上のような検討から、王朝史における官僚制叙述は、百官公卿表からはじまり、以後、表と志が並行しつつ、やがては志に帰一するという趨向であつたことが理解できよう。この表から志へという変化については、後にその意味を考察することになる。

ところで、以上のような王朝史の一部としての官制の記述とは別に、單行の官僚制関係の著作が多数存在した。先に一部を引用した『南齊書』卷一六百官志⁽²⁴⁾の序の全体は、

官を建て職を設けるは、興るに炎昊よりし、隆周の冊に方しく、盛漢の書に表れ、存改回沿は、歴代に備わる。先賢往學の、之を以て雕篆する者衆し。若し夫れ胡廣の舊儀は、事は惟れ簡撮、應劭の官典は、殆ど遺恨なし。王朗の奏議⁽²⁵⁾は、霸國の初基に屬し、陳矯の曹を増すは、軍事に由りて闕を補う。今則ち魏氏の官儀・魚豢の中外官有るなり。山濤は意を以て人を辯じ、不□□□。荀勗は事の煩なるを去らんと欲して、唯だ并省を論ず。⁽²⁸⁾ 制を定め文を成すは、之を晉令に本づく。後代業を承け、案じて前准と爲す。官品を肇域し、階資を區別するは、蔚宗の選簿⁽³⁰⁾が梗槩、欽明の階次が詳悉なり。虞通・劉寅は荀氏の作に因り、舊を矯め新を増して、今古相い校ぶなり。

というものであり、要するに官僚制を叙述した著作は古來盛んであつたとして、漢の胡廣『漢舊儀』以後一〇余の

撰者と著作に言及している。このうち、胡廣舊儀（『漢官解詁』注）、應劭官典（『漢官』注、『漢官儀』）、魏氏官儀（荀攸『魏官儀』）、欽明階次（荀欽明『宋百官階次』）は下掲『隋書』に著録がある。

これにつづくようにして、『隋書』經籍志史部職官篇⁽³³⁾は、

今漢書百官表、衆職の事を列し、在位の次を記すは、蓋し亦た古えの制なり。漢末、王隆・應劭等、百官表の不具なるを以て、乃ち漢官解詁・漢官儀等の書を作る。是の後相い因り、正史の表志に復たは百僚在官の名なきなり。搢紳の徒、或るものは官曹名品の書より取り、撰して之を錄し、別に世に行わる。宋齊已後、其の書益々繁くして、篇卷は零疊、爲に亡散し易く、又た瑣細多くして、紀すべきに足らざるが故に刪る。其の見存して觀るべき者、編みて職官篇と爲す。

とのべ、百官公卿表以後、漢末の王隆・應劭以後、さまざま官僚制叙述が出現したとして、以下のような書名を著録し、すべて二七部、三三六卷あつたとする。

漢官解詁（漢新汲令王隆撰胡廣注）、漢官（應劭注）、漢官儀（應劭撰）、漢官典職儀式選用（漢衛尉蔡質撰）、魏官儀（梁荀攸撰）、官儀職訓（韋昭撰）、晉公卿禮秩故事（傅暢撰）、晉新定儀注、晉官品（徐宣瑜撰）、百官表注（荀綽撰）、司徒儀（干寶撰）、宋職官記、晉百官儀服錄、大興二年定官品事、百官品、百官階次、齊職儀（齊長水校尉王珪之撰）、齊儀（王珪之撰）、梁選簿（徐勉撰）、梁勳選格、職官要錄（陶藻撰）、梁官品格、百官階次、新定將軍名、吏部用人格、官族傳（何妥撰）、百官春秋（王秀道撰）、百官春秋、魏晉百官名、晉百官名、晉官屬名、陳百官簿狀、陳將軍簿、新定官品（梁沈約撰）、梁尚書職制儀注、職令古今百官注（郭演撰）

以上諸書のうち、晉以後のおもな著作につき、その成書の由来をみておきたい。

晉のもので注目されるのは、荀綽撰『百官表注』十六巻と傅暢撰『晉公卿禮秩故事』九巻である。撰者の荀綽と傅暢は奇しくも同じく後趙に没し、それなりに榮達した人である。

『百官表注』は、その書名からして『百官表』との密接な関係が予測される。一説には、本書は『南齊書』百官志序にいう荀勗が撰した『百官表』に、かれの孫にあたる荀綽が注をつけたものであるといい、また荀綽の傳にはその注のことが記されないから、そもそも荀勗撰の誤りかという。⁽³⁴⁾ しかし『續漢書』などに多く引用される『百官表注』とはべつに、『晉百官表』なる書の佚文が後述のようにたしかに存在するから、失名撰もしくは荀勗撰『晉百官表』と荀綽撰『百官表注』の二書が存在した可能性はたかい。ただし『表』『注』両書の具体的な関係、たとえば『表』原文に『注』文が附加されているのか、『注』文は『表』原文とは独立しているのか、両書は一書なのか別の書なのか、などは不明である。また『注』は後趙での成書であるので、東晉以後の江南での流伝についても疑義がありうる。

一方、『晉公卿禮秩故事』の撰者傅暢は、『晉書』卷四七傅玄傳附暢傳に「諳識朝儀」とあって、西晉朝廷の諸制度に通曉していたようであり、書名からみて、官制関係の記事をもつていたと推測できる。本書の流傳についても、『晉百官表』と同様の事情であろう。

つぎに重要視すべきは、『齊職儀』五巻である。本書成書の由来については、『南齊書』卷五一文學王逡之傳附從弟珪之傳に、詳しい記事がある。それによると、長水校尉王珪之なるもの、宋元徽二年（四七四）、敕をうけ古來の

設官・歴代の分職を纂集し「等級掌司」、「黜陟遷補」「章服・冠佩」を記録したが、その後宋齊革命にあり、太宰褚淵が敕旨を奉じて改訂し、五〇巻の書となし、「齊職儀」といったという。

なお、本書の撰述については、永明五年（四八七）、沈約に『宋書』撰集の命が下り、翌六年、紀傳七〇巻が完成したが、志は未完成であつたことと関連するかもしれない。ともかく、本書は宋齊革命によつて内容を修正され、結果的には宋の官制ではなく、南齊の官制記事となり、『南齊書』百官志に「諸臺府郎令史職吏以下、具見長水校尉王珪之職儀」と注するように、両者相補う関係となつた。

これにつぐものは徐勉撰『梁選簿』三巻である。その成書の由来と内容は、『南史』卷六〇徐勉傳に詳しい。徐勉は天監六年（五〇七）、吏部尚書となつたが、天監の官制改革にあたり、『選簿』を奏上し、それが詔により施行された。すなわち本書は徐勉による梁朝の天監の官制および人事方式の改革と関係するもので、この改革の中心は九品官制に十八班制なるものを導入し、いくつかの官歴を設定して、あらたな官人の昇進経路を形成しようとしたものであり、本書はその方式を記述したものである。

以上、『南齊書』百官志序、『隋書』經籍志職官篇所掲の諸書は、百官志および職官篇に著録されるとはいえ、その内容は单一ではない。その詳細は次節で論じるとして、撰述の経緯からすると、敕が機縁となつて『齊職儀』をのぞき、それらには、官僚制によい関心を抱く個人が、王朝における官制全般の組織図としてではなく、官僚制の具体的な運営の必要性から撰述した書という性格が濃いように思われる。

ところで、先述のように『南齊書』百官志序、および『隋書』經籍志職官篇所載の單行の官僚制叙述は、胡廣、

應劭、蔡質三者の著を除けば、すべて魏晉以後のものである。それは魏晉以後、かような諸書に対する関心ないし需要が、社会において急速に増大したことをものがたつてゐる。そしてこの現象が王朝史における表から志への変化と、時期的に対応していることはけつして偶然ではない。

かかる官僚制叙述の歴史的転換と変遷は、その叙述内容の変化と密接に関連するものであり、それはまたそのことがおこつた魏晉以後の時代と社会の独自の性格とも不可分であることが予測できるのである。

二 官僚制叙述の内容

正史にはじめてこの類の記事である百官公卿表を採用した班固は『漢書』卷一〇〇叙傳⁽³⁹⁾で、その意味について、漢は秦に迫り、革める有り因る有り、特し僚職を挙げ、並びに其の人を列す。百官公卿表第七を述ぶ。

と述べるのみであるが、それは、かれのこの表が秦から漢にかけての官職の沿革と歴代の任官者を記録するのが主旨であったことをしめしている。すなわち、職官制度そのものとその沿革がまずひとつ部分であり、その制度における具体的運用、たとえば誰が何時、いかなる官職についたかを一覧表としたのがもうひとつの部分であり、それを総合したものが本表なのである。そして、その一覧表が本表において大部分を占めているのであり、それこそ本表が表であつて志ではない所以なのである。

ところで、このことに関して、前掲『隋書』經籍志職官篇⁽⁴⁰⁾の記事に再度注目してみよう。

古の仕える者、名は臣たる所の策に書かれ、各おの分職ありて、以て相い統治す。周官に、冢宰は建邦の六典

を掌り、時に御史は數凡（凡數）と正（政）に従う者（を掌る）。然らば則ち冢宰は六卿の屬を總べて、以て其の政を治め、御史は其の在位の名數、先後の次を掌るなり。今漢書百官表、衆職の事を列し、在位の次を記すは、蓋し亦た古えの制なり。漢末、王隆應劭等、百官表の不具なるを以て、乃ち漢官解詁・漢官儀等の書を作る。是の後相い因り、正史の表志に復た百僚在官の名なきなり。搢紳の徒、或るものは官曹名品の書より取り、撰して之を錄し、別に世に行わる。宋齊以後、其の書益々繁くして、篇卷は零落、爲に亡散し易く、又た瑣細多くして、紀すべきに足らざるが故に刪る。其の見存して觀るべき者、編みて職官篇と爲す。

すなわち、古來官職に関する記事は、官職の制度のみではなく、在官者の身分や在位記録を含むものであり、百官公卿表はまさしくその伝統の上にたつていた。ところが、その百官公卿表自体が不十分であるという認識が生じ、『漢官解詁』『漢官儀』等の書が編纂されたが、その後、かかる事情が継続したため、正史の表や志からは在官者の記事が消失したというのであり、一方、「搢紳之徒」すなわち社会上層の官人層は「官曹名品之書」からとつた別種の著作を編纂し、これが宋齊以後盛行して、多数にのぼつたというのである。その別種の著作が、前節に列举した諸書ということになる。

では、百官公卿表は何が「不具」であり、職官篇の諸書は何を補おうとしたものであるのか。『漢官解詁』『漢官儀』佚文等を見るかぎりでは、それはかならずしも明らかではない。しかし、それら諸書が出現したのち、正史の表志から在官者の名が消えたというのは、それら諸書の記載が在官者に重きをおいたため、正史の表志が在官者の記載を略して官職制度に重点を移した結果であり、「搢紳之徒」が「官曹名品」に基づいて編纂した著作は、在官

記事を中心としたものであつたと推測できる。百官公卿表の「不具」とは、表が対象とした前漢より以後、在官者の記録が不十分であったことをいうのではなかろうか。

このことを、それら諸書のもとになつたと「官曹名品之書」の検討で推量したい。当時の用語では、「官曹」は官庁全体、あるいはその所在地、府舎、そこにおかれた官職、職務などを意味する。⁽⁴¹⁾「名品」は多様な語義でもちいられていて、名称種類、人となり、名人というような意味がある。⁽⁴²⁾それゆえ「官曹名品」とは、官職の名称種類、官人としての人となり、官場の優れた官人などの意味がありうるが、おそらく後二者の意味であり、かりに官職の名称種類の書であつたとしても、単なる職官官制記事に止まらず、その職官就任者の記録であつたと考えたい。それよりとった諸書はまさしく在官記事を中心とした著作であつたということになる。

そうであれば、官僚制の叙述には、当初は一体化してありながら、ある時期にその歴史的条件によつて分化した二種の要素、すなわち官制そのものの記事と在官者の記録とがあり、その二種の要素はそれぞれ王朝史編纂者と單行の諸書を編纂する階層という背景を擁していくと考えることができる。

この辺の事情について、やや詳細に検討してみたい。まず正史類の表・志をみてみよう。百官公卿表について編纂されたのは、前節で述べたように『東觀漢記』百官表であった。この表の佚文は主に『續漢書』百官志劉昭注などに残っているが⁽⁴³⁾、その記事内容は官職制度が中心である。しかし、この表が、前述のように、諸王表などとならぶ表の一部であることに鑑みれば、それが百官公卿表とおなじく、在官者の一覧表を備えていたことは確実である。

百官公卿表の伝統を名称上から明確に継承したのは、何法盛『晉中興書』百官公卿表注であろう。その佚文は

『北堂書鈔』『太平御覽』などに残されている。⁽⁴⁴⁾ その佚文にみるかぎり、それは官制の記録もあるが、在官者や任官の記事の性格もあわせもつ。例を挙げておく。

〔北堂書鈔〕卷六六太子中舍人(45)、

晉中興書百官公卿注に云わく、惠帝東宮に在り、舍人四人才學美なる者を以て中庶子と共に文書を治せしむる者なり、と。

とあるものは、官制の記事である。しかし、同書卷六五太子太傅(46)に、

晉中興書百官公卿表注に、齊王攸司空行太子太傅事と爲る、と。

とあるのは、個人の任命記事である。⁽⁴⁷⁾

では、『史通』によつて百官志の嚆矢とされる謝承『後漢書』百官志はどうであろうか。佚文が残らない以上、推測によらざるを得ないが、先行する『漢書』『東觀漢記』の表をおそわず、志としたことには、単なる名称の変更以上の意味がふくまれており、それは在官者名を排除した、純粹な官制そのものの記事であったと考えたい。そしてそこにこそ、百官志が班固ではなく謝承からはじまるという『史通』の記事の真意があるのではなかろうか。また本書と相前後する『魏略』中外官志については、その佚文とされるものを概観すると、やはり基本的には官制記事である。⁽⁴⁸⁾

以後、王朝史においては、すでにみたように表、または表注と、志が並行する時期があるが、『續漢書』百官志、謝靈運『晉書』⁽⁴⁹⁾百官志、臧榮緒『晉書』百官志（現行『晉書』職官志）、『宋書』および『南齊書』百官志など、志と

六朝における官僚制の叙述 中村

称するものはいずれも官職名、沿革、職掌、員、印綬、秩石等々、純然たる官制記事であり、かりに人名があつても、それは官職の沿革にかかわるものにすぎない。

であれば、前掲『隋書』の記事のうち、正史表志から百僚在官の名がなくなつたというのは正確ではなく、表から志への移行にともなつて、正史の官僚制叙述から在官記事がなくなつたとせねばならない。

それでは単行の諸書においては、いかなる状況であつたろうか。

さきにあげた『南齊書』百官志および『隋書』經籍志職官篇所掲の諸書のなかに、漢代のものとして、王隆撰胡廣注『漢官解詁』と應劭『漢官儀』があつた。⁽⁵²⁾前者は、おおむね官制記事が中心であるが、後者は孫星衍の敍錄が「今諸書引漢官儀、有諸人姓名」とい、また『書錄解題』の「應劭漢官儀一卷、載三公官名及名姓州里」という一文を引用するように、官制記事のみではなく、人名と本貫をのせていた。その記載の具体例は、一種は策書の引用であり、『書錄解題』が三公官名というのは、策書が三公策命にもちいられる事による。別の一種は、一例を挙げれば、『後漢書』卷二明帝紀永平八年「司徒范遷薨」の項の注に、「漢官儀に曰く、遷字は子閔、沛の人なり」とあるようなものであり、これはまさしく在官記事の一部であるにちがいない。

晉に入ると、独特の人事方式でしられた山濤の『山公啓事』や、官職の遷転の簡略化につながる「省官并職」をとなえた荀勗など、純粹な官制記事ではなく、叙任方式や官制改革の書籍が現れるようになるが、さらに注目されるものに、先述した西晋の『晉百官表』がある。その佚文として、『三國志』卷三五諸葛亮傳注に、⁽⁵³⁾案するに晉百官表に、董厥字は龔襲、亦た義陽の人なり、と。

とあり、『南史』卷二二王儉傳⁽⁵⁴⁾に、

時に朝儀草創、衣服の制則、未だ定準有らず。儉議して曰く、（中略）晉百官表に云わく、太尉參軍四人、朝服武冠、と。此れ又た宰府の明文なり。

とあり、『藝文類聚』卷四五（『太平御覽』卷一五一略同）⁽⁵⁵⁾に、

王は古號なり。夏殷周は王と稱す。金璽龜紐、細纁朱綬、五時朝服、遠遊冠、山玄玉を佩す。

とある。

このうち、後二者は官制記事であるが、最初の事例は書式が『漢官儀』と同一であることに注意したい。また、その内容は、正史の表と類似するその書名と無関係ではありえないとおもわれることに注意する必要がある。

ついで西晉末の荀綽撰『百官表注』十六卷と傅暢撰『晉公卿禮秩故事』九卷を代表的な単行の官制叙述としてあげることができるであろう。この両者は、前者が官職の月俸記事をふくみ、後者は唐修御撰『晉書』職官志の給絹記事の基礎とみられる官職への給絹規定をもつことでも注目される。⁽⁵⁶⁾

『百官表注』の佚文は『續漢書』『北堂書鈔』『初學記』『藝文類聚』などにみられるが、すべて官制記事である。しかし、書名からみて、本書が百官公卿表や『百官表』と同じく、在官者一覧を備えていたと推測することは許されよう。

一方、『晉公卿禮秩故事』の佚文は、『太平御覽』『文選』『大唐六典』などにみられる。それは一、二の例をあげれば、『太平御覽』卷二〇六⁽⁵⁷⁾に、

六朝における官僚制の叙述 中村

安平王孚・朗陵公何曾・汝南王亮、皆太宰と爲る。
とあり、同書卷二三九に、⁽⁵⁸⁾

世祖扶風王駿を以て安東大將軍と爲す。

というような記事であるが、それらは明らかに任官記録である。

ところで、この二者以外に注目さるべきものとして、闕名の『晉百官名』がある。その佚文は、『世說新語』『文選』などに残るが、それらは大半が人名と本貫、及び父子兄弟の人名を載せるのみである。しかしそのなかに、たとえば『世說新語』言語篇引く同書に、⁽⁵⁹⁾

崔豹字は正熊、燕國の人なり。惠帝の時、官は太傅（僕か）丞に至る。

とあり、排調篇引く同書に、⁽⁶⁰⁾

劉許字は文生、涿鹿郡の人なり。父放、魏の驃騎將軍。許は惠帝の時、宗正卿と爲る。

とあるものなどは、本書が単なる人名、本貫ではなく、在官者の記録であり、「名」とは在官者名簿の謂であることがわかる。

すでに『百官名』なる書名がその内容を明示するものであるとすると、『新定將軍名』一卷、『魏晉百官名』五卷、『晉官屬名』四卷なども同様の書であると断じてあやまりなかろう。⁽⁶¹⁾

つぎに、『齊職儀』の内容を検討してみる。本書佚文はしばしば『大唐六典』にみられる。

太祝令、品第七、秩四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服、用三品勳位、

每陵令一人、品第七、秩四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服、舊用三品勳位、孝建三年、改爲二品、（以上、卷一四）

太子有内直兵局・内直兵史、五品勳位、中庶子下有門下通事舍人四人、三品勳祿敍、武冠朱服、
(廩穢) 令、品第七、秩四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服、今用三品勳位、(以上、卷二六注)

ここにみられる二品や三品勳位は、官人の資格身分であり、したがつて本書は単なる官制記事ではなく、任官の資格などに関する記事を含んでいたとみることができる。

また、『南齊書』百官志太常國子祭酒項⁽⁶²⁾には、以下のような部分がある。

建元四年、有司奏して國學を置く。祭酒は諸曹尙書に准じ、博士は中書郎に准じ、助教は南臺御史に准ず。經學を選んで先と爲し、若し其の人備え難くば、給事中以還の經に明かなる者、本位を以て領す。其の下、典學二人、三品、太常主簿に准じ、戶曹儀曹各二人、五品、白簿治禮吏八人、六品なり。

諸陵令

永明末置く。二品三品勳を用う。

これらは、簡潔な記事でしられる同志としては、異例のものである。ここにある三品、五品等々は、その前にある官職の官品でなく、その官職への就任資格、いわゆる本品（郷品）であることはまちがいなく、単なる官制記事ではない。先述の『南齊書』百官志序注文「諸臺府郎令史職吏以下、具に長水校尉王珪之の職儀に見ゆ」を想起すれば、この典學以下の下層官職と任官資格の部分は、もとは『齊職儀』の文章であつた可能性がおおきい。

六朝における官僚制の叙述 中村

そのつぎに、徐勉撰『梁選簿』の内容を検討したい。既述のように、本書は梁天監七年の官制改革において導入された十八班制なる人事方式を記載したもので、その内容は、具体的な官歴の設定と、そのための各官職の官歴における履歴順序、およびその基準となる任官資格などであつたと思われる。以下に『大唐六典』卷一四⁽⁶³⁾注に引用される本書佚文のうち、純粹な官制記事とはいがたいものをあげよう。

太常丞、舊は員外郎を用い、尚書郎に遷る。天監七年、改めて尚書郎に視⁽⁶⁴⁾う。

太常主簿、二衛主簿に視う。

かつて論じたように、この「視」は徐勉の十八班制においては、官職が同格の意味であり、同時にそれは官歴上の履歴順序であつた。⁽⁶⁴⁾わずかな例ではあるが、こうしてみると『梁選簿』もまた単なる官制記事ではないことがわかる。⁽⁶⁵⁾

このほか『南齊書』百官志序には、「肇域官品、區別階資」の書として、梗概である「蔚宗選簿」、詳悉である「欽明階次」をあげていた。前者はすでにのべたように、范曄『百官階次』とする説がある。一方、『大唐六典』卷二是『宋百官階次』を引くが、これが荀欽明『宋百官階次』であろう。その「員外郎、美遷爲尚書郎」という一文は、この「美遷」が榮転のごとき意味であり、人事進退の概念であることから、これらの書もまた「階資を區別」するような、任官と人事遷転にかかる記事をもつていたはずである。

以上、單行諸書の内容の検討からすれば、それらにおいては当初から在官記事が存在し、のちのちに継承されただけでなく、任官資格や官職遷転の原則などに関する事項が附加されるようになつたと考えられる。

かくて『隋書』經籍志職官篇の記事は、正確には、百官公卿表には官制記事と在官記事がふくまれていたが、正史の表から志への変化によって在官記事が消失し、社会においては在官記事を中心とする著作が盛行した、とよむべきことになる。

ただ、この経過の因果関係はかならずしも単純ではない。『隋書』では「百官表不具」によつて単行諸書がでた結果、表志から在官記事がきえたという論旨となつており、歴史的経緯からしても、王隆應劭らの書が先行して漢末に現れ、表から志への移行は晉以後であつた。したがつて、この経過は、在官記事を充実させた単行諸書が盛行した結果、王朝史は表から在官記事をすて、官制記事のみの志に移行したということになるのであるが、それは官僚制叙述の変化の真相であろうか。

三 官僚制叙述の意味

以上に検討してきたように、漢から六朝にかけて、官僚制の叙述は、正史における表から志への転換、それと平行するような單行の書の出現と盛行という二つの変化を経た。それは内容でいえば、前者において、官僚制叙述から個人の任官記録や人事関連資料が脱落し、一方、後者において、それらをとりこみ拡充するという経過であつた。本節では、この変化の歴史的意味を問うてみたい。

そもそも官僚制そのものは、官僚制叙述において、いかなるものと認識されているのか。『漢書』百官公卿表⁽⁶⁶⁾は、

冒頭「易は宓羲神農黃帝の教を作りて民を化すを敍べ、而して傳は其の官を述ぶ」とい、宓羲の龍官以下、歷代

六朝における官僚制の叙述

中村

第九十一卷

一七九

職官の名称、官数を列挙したあと、

周襄えてより、官失われて百職亂る。戰國竝に爭い、各々變異あり。秦は天下を兼ね、皇帝の號を建て、百官の職を立つ。漢因循して革めず。簡易を明らかにし、時宜に隨えればなり。其の後、頗る改むる所有り。王莽篡位し、慕いて古官に従い、而して吏民安んぜず。亦た虐政多く、遂に亂を以て亡ぶ。

といふ。かくて百官公卿表の序においては、『易』繫辭、『書』堯典、『周官』等に言及しつつ、古代の帝王以来の官制と官名、職分の沿革を述べるとともに、官制は王政を補佐する教化と統治の機構または手段であつたという認識を随所に示している。

かかる認識はその後も継続して、王朝史の撰者に堅持されている。たとえば、『魏書』卷一「三官氏志」に、百姓は以て自ら治める能わず、故に君を立て以て司牧す。元首は以て獨り斷づべからず、乃ち臣に命じて以て之を佐けしむ。然らば則ち海内を安んじ、國家を正すは、一人の力に非ざるなり。

とあるのなどは、その明文であり、『隋書』卷二六百官志に、

官を設け職を分かち、珪を錫い土を胙^{なまき}うは、近きに由りて以て遠きを制し、中自りして以て外を統ぶ。内には則ち公卿大夫士、外には則ち公侯伯子男あり。咸く萬邦を協和し、百姓を平章し、允^{まことに}に庶績を釐^{おさ}め、式^つしんで彝倫を敍する所以にして、其の由來は尙し。

とあるような文言にも繼承されている。

ところで、官僚制が時代によつてその形態や規模を異にするといふのも、當時当然の歴史的事実とされていた。

前掲『漢書』百官公卿表の記事、あるいは『魏書』官氏志に、

羲軒昊頃の間に至つては、龍火鳥人の職、頗る知るべきなり。唐虞は六十、夏商之に倍し、周は三百を過ぎたるは、是れ大いに備わると爲す。而して秦漢魏晉、代々加減有り、罷置盛衰は、時に隨い務めに適う。且つ國は政を異にし、家は俗を殊にす。官を設け職に命ずるは、何ぞ常なることの之れ有らん。

とあるもの、あるいは『隋書』百官志に、⁽⁷⁰⁾

然れども古今制を異にし、文質途を殊にす。或は龍を以て官を表し、或は雲を以て職を紀す。（中略）夏は虞に倍し、殷は夏に倍す。周二代に監み、沿革同じからず。其の道既に文なれば、官を置くこと彌々廣し。戰國に逮んで、戎馬交も馳せ、時に變革有りと雖も、然れども猶お周制を承く。秦始皇先王の典を廢し、「百家の言」を焚き、朝儀を創立して、事は古えを師とせず。（中略）漢高祖暴を除き亂を寧んじ、刑を輕くし法を約し、而るに職官の制は嬴氏に因る。其の間の同異は、抑も亦た知るべきなり。光武中興し、前緒に聿^{したが}い遵う。（中略）魏晉繼ぎ及び、大抵略ぼ同じ。爰に宋齊に及んで、亦た改作することなし。梁武終りを受け、齊の舊に循うこと多し。（中略）、陳氏梁を繼ぎ、舊物を失わず。高齊創業、亦た後魏に遵う。（中略）有周創めて關右に據り、（中略）高祖極を踐み、百度伊れ始め、復た周官を廢し、還りて漢魏に依る。

とあるような論説に、そのことは明瞭である。

しかしながら、こうした官制における時代的差異は、単なる差異ではなく、歴史批判の対象であり、根拠でもあつた。それは前掲の『漢書』百官公卿表においてもみられたもので、秦、漢、王莽の官制の沿革が各王朝の盛衰と関

連して語られている。それがより鮮明に現れるのが、「續漢書」百官志⁽¹⁾である。やや長文であるが、引用する。
漢の初め興るや、大亂を承繼し、兵戢めるに及ばず、法度草創、略ぼ秦制に依る。後嗣因循するも、景帝に至つて、吳楚の難に感じ、始めて諸侯王を抑損す。武帝に至るに及んで、改作する所多し。然り而して奢廣なれば、民用つて匱乏す。世祖中興、務めて節約に従い、官を并せ職を省き、費の減ずること億もて計う。殘缺を補復し、身の未だ改まらざるに及んで、四海風に従い、中國安樂なる所以の者なり。昔周公周官を作り、職を分かつこと著明にして、法度相い持し、王室微なりと雖も、猶お能く久しく存す。今其の遺書、周室民を牧⁽²⁾うの徳、既く至れるを觀る所以にして、又た其れ來事に益有るの範たり、殆ど未だ窮まる所有らざるなり。故新汲令王隆小學漢官篇を作り、諸文個説、較略究めず。唯だ班固百官公卿表を著し、漢秦を承けて官を置くの本末を記し、王莽に訖るまで、差や條貫有り。然れども皆孝武奢廣の事にして、又た職分未だ悉ならず。世祖節約の制、宜しく常憲と爲すべし。故に其の官簿に依り、粗し職分を注し、以て百官志と爲す。

ここでは、前漢武帝と後漢光武帝の奢広と節約が官制を基準に比較対照され、前者を記録した百官公卿表にかわつて、常憲とすべき後者の官制を記録するものとして、本志の編纂がなされたという。また、この一文の中ごろにある周公『周官』が将来に有益な模範であるとする一言も、官制記事が當時にたいしてもつ「現代」的意味と、その記事に記録された官制がもつ歴史批判の対象としての意義をしめすものということができよう。

ところで、以上のような歴史批判の対象となりうるのは、官僚制が單なる統治機構以上の意味をもつからである。

〔晉書〕卷二文帝紀咸熙元年秋七月に、⁽²⁾

帝奏すらく、司空荀顥禮儀を定め、中護軍賈充法律を正し、尚書僕射裴秀官制を議し、太保鄭沖總じて焉を裁かんことを、と。

とある。魏晉禪讓を直前に控えた司馬昭が、新王朝の準備のためにおこなつたのは、礼儀と法律と官制の整備であった。

このようにみれば、官制は単なる統治機構ではなく、より高次の体制の性格を象徴するものであつたといわねばならない。これについて想起したいのは、『隋書』百官志⁽⁷³⁾に、

易に曰く、天は尊く地は卑ひくくして、乾坤定まるなり。卑高既に陳べ、貴賤位あり。是を以て聖人は乾坤に法りて以て則を作り、卑高に因つて以て教えを垂る。

とあるもので、これに前掲の「設官分職、錫珪胙土云々」の一文が続くことになる。

ここには単なる統治機構としてのそれにとどまらない官僚制認識がみえるようにおもえる。冒頭の一節、天地の尊卑により、乾坤が定まり、卑高によつて貴賤が正しく位置づけられ、それが聖人の則と教の本となるというのは、よくみられる古代政治論である。しかし、その一節が百官志冒頭におかれ、これに「設官分職」が続くのは、政治的秩序の本源に官僚制が位置すること、あるいは官僚制を頂点にした政治的秩序が存在することを暗示する認識ではなかろうか。そしてこのような意味での官僚制を叙述する百官志は、単なる制度記事ではなく、王朝の秩序原理をしるしたものであるとみなすことができる。

では一般的な官僚制の記事が、かかる秩序原理の表現であり、したがつて普遍性を有する百官志への昇華をはた

すのはいかにして可能であつたか、当然それは個別具体的な個人の要素の捨象であつたはずである。そのことによつて、百官志がえがく官制は単なる政治組織の意味を超えて各王朝においてあるべき普遍的秩序の表象となり、また百官志自体が単なる政治組織の記録であることを超えたのである。それがはたして謝承の本意であつたかいなかは、今となつてはたしかめるすべもないが、結果として、表から志への転化は、かくて単なる名称上のものではなく、その本質的部分での変化となつたのである。

むすび

漢末から六朝期にかけて、官僚制に関する叙述は、正史における表から志への移行、社会上層部における多様な著述の盛行というふたつの顕著な現象を出現させた。それは叙述内容からすれば、前者における個人在官の記録の消滅と、官制記事への純化、後者における個人在官記録および叙任昇降等人事資料充実の経過となる。

かくて成立した百官志は、単なる現実の職官制度の叙述ではなく、王朝の秩序全体を主張するというより高次の性格をおびえたのであり、個々の官職の百官全体における整然たる配置を記すことによつて、官僚制によつて統合された全体秩序のすがたを明示的に表現しえたのである。

その一方、秩序全体を構成する個々の具体的な官職は、王朝にとつては、上層階層を秩序内に編制する手段であつたが、その官職への就任可能な社会層にとつては、その秩序におけるみずからの地位の公的表示であり、それ故に、かれらにとつては存在の根拠として不可欠の要素であつた。王朝史から排除された個人の任官記録の回復は必然の

要請であつたのである。「搢紳之徒」の諸書の出現はこのような背景をもつていた。

かくて六朝における官僚制の叙述は、王朝と社会上層部において、このような相反し、かつ相補う意味を有していたのである。

以上のような官僚制叙述の変遷の歴史的経過のなかに、六朝時代における官僚制をめぐる王朝と社会上層部の間の緊張と相互依存の関係がうかがえるようにおもう。

ここで冒頭の疑問にたちかえれば、百官志が叙述するのは、秩序の理念図であり、組織的、機能的な官僚制の実在ではないのである。

註
（1）若乃五行藝文、班補子長之闕、百官輿服、謝拾孟堅之

遺、
（2）程千帆『史通箋記』（北京、一九八〇）四二頁（趙呂
甫『史通新校注』重慶、一九九〇、一四〇頁参照）に、
漢書百官公卿表實兼具志、表二體。上篇但述官制、祿

書百官公卿表之續也、子玄謂班固不爲百官作志、而嘉
謝承之能拾遺、豈非僅循名而不責實歟。
（3）『史通』内篇表歷に「既而班東二史、各相祖述、迷而
不悟、無異逐狂」という。

（4）周天游『八家後漢書輯注』（上海、一九八六）前言五
頁。
（5）周天游前掲『八家後漢書輯注』前言。

（6）『史通』古今正史
「中略」世祖節約之制、宜爲常憲。故依其官簿、粗注

職分、以爲百官志。凡置官本末、及中興所省無因復見
者、既在漢書百官表、不復悉載。」是彪自此志乃前

在漢中興、（中略）於是又詔史官謁者僕射劉珍及諫議
大夫李尤雜作紀表名臣節士儒林外戚諸傳、起自建武、

訖乎永初、事業垂竟而珍尤繼卒、復命侍中伏無忌與諫議大夫黃景作諸王王子功臣恩澤侯表、南單子西羌傳、地理志、

- (7) 吳樹平校注『東觀漢記校注』(河南、一九八七)序。
(8) 至元嘉元年、復令太中大夫邊韶大軍營司馬崔寔議郎朱穆曹壽雜作孝穆崇二皇及順烈皇后傳、(中略) 實壽又與議郎延篤雜作百官表、

(9) 前揭吳樹平校注『東觀漢記校注』百官表佚文に『玉海』所引の延熹元年の記事を採用する(一四三頁)が、延熹は元嘉の後である。

なお、上引『史通』古今正史は、つづいて、

熹平中、光祿大夫馬日碑・議郎蔡邕・楊彪・盧植、著作東觀、接續紀傳之可成者、而邕別作朝會車服二志、後坐事徙朔方、上書求還、續成十志、會董卓作亂、大

駕西遷、史臣廢棄、舊文散佚、とのべ、志がそれ以後も編纂されたことがうかがえる。百官表も續成の分があつた可能性がある。

(10) 謝承は、孫權第一夫人謝夫人の弟(『三國志』卷五〇)であり、吳中期までの人と判断しうる。一方の魚豢はその在世時期が明確ではないが、『史通』はその記事は明帝にとどまるといい、『魏略輯本』は佚文から魏陳留王時の記

事までを含むとし、また『三國志』卷一三引く『魏略』儒宗傳序には正始中のことに言及するから、魏中期の書である。

- (11) 若夫胡廣舊儀、事惟簡撮、應劭官典、殆無遺恨、王朗奏議、屬霸國之初基、陳矯增曹、由軍事而補闕、今則有魏氏官儀魚豢中外官也、

(12) 『隋書』經籍志に『魏略』なく、雜史に『典略』、『舊唐書』經籍志は正史に『魏略』、雜史に『典略』、『新唐書』藝文志は雜史に『魏略』を著録する。なお、章宗源『隋書經籍志考證』(以下、章氏考證)卷一は「愚按、魏略有紀志列傳、自是正史之體」という。

- (13) 『漢書』卷二六天文志、『續漢書』天文志注引張衡『靈臺』、同郡國志注引『帝王世紀』参照。

- (14) 『續漢書』輿服志下には、

高山冠、一曰側注、制如通天、(中略) 中外官、謁者、僕射所服、

とあり、また綏の項の注引『東觀書』には、秩石と印綏の序列を述べて、

中外官尚書令御史中丞(中略)中宮王家僕雒陽令秩皆千石、尚書中謁者謁者黃門冗從四僕射諸都監中外諸都官令、都候司農部丞郡國長史丞候司馬千人秩皆六百石、

(下略)

といい、いずれも中外官は官制全体をいう表現として用いられているようである。

(15) 泰始中、祕書丞司馬彪始討論衆書、綴其所聞、起元光

武、終于孝獻、錄世十二、編年二百、通綜上下、旁引庶事、爲紀志傳凡八十篇、號曰續漢書、又散騎常侍華嶠刪定東觀記爲漢後書、帝紀十二、皇后紀一、典十、列傳七十、譜三、總九十七篇、其十典竟不成而卒、

(16) 『晉書』卷四四華表傳に「又改志爲典」という。

(17) 周前揭著三六四頁参照。

(18) 周前揭著三七〇頁参照。なお『宋書』卷一六禮志に、太常丞朱膺之議、(中略)又尋袁山松漢百官志云、郊祀之事、(下略)

とある。

(19) 章氏考證卷一、姚振宗『隋書經籍志考證』(以下、姚氏考證)卷一一。

(20) 章氏考證卷一。王沈書には郡國志、張勃書には地理志があつたという。

(21) 湯球輯、楊朝明校補『九家舊晉書輯本』(河南、一九九一)。

(22) 前掲『九家舊晉書輯本』三頁参照。

(23) 章氏考證卷一、姚氏考證卷一。その根柢に、前者は

『唐會要』、後者は『舊唐書』房玄齡傳をあげる。なお前掲『九家舊晉書輯本』四頁以下参照。

(24) 建官設職、興自炎昊、方平隆周之冊、表乎盛漢之書、存改回沿、備於歷代、先賢往學、以之雕篆者衆矣、

(中略、註(11)に同文)山濤以意辯人、不□□□、荀勗欲去事煩、唯論并省、定制成文、本之晉令、後代承業、案爲前准、肇域官品、區別階資、蔚宗選簿梗槩、欽明階次詳悉、虞通劉寅因荀氏之作、矯舊革新、今古相校、

(25) 『三國志』卷一三に「朗著易春秋孝經周官傳、奏議論記、咸傳於世」とある。

(26) 『晉書』卷八九忠義嵇紹傳附從子含傳
含言于父曰、昔魏武每有軍事、增置掾屬、青龍二年、尚書令陳矯以有軍務、亦奏增郎、

『宋書』卷三九百官志上
『晉書』卷四三山濤傳
山濤再居選職十有餘年、每一官缺、輒啓擬數人、詔旨有所向、然後顯奏、(中略)濤所奏甄拔人物、各爲題目、

合爲二十五曹、
青龍二年、有軍事、尚書令陳矯奏置都官騎兵一曹郎、

合爲二十五曹、

所向、然後顯奏、(中略)濤所奏甄拔人物、各爲題目、

(28) 時稱山公啓事、

〔晉書〕卷三九荀勗傳

時又議省郡縣半吏以赴農功、勗議以爲、省吏不如省官、省官不如省事、省事不如清心、（中略）若欲省官、私謂九寺可并於尚書、蘭臺宜省付三府、然施行歷代、世之所習、是以久抱愚懷而不敢言、

(29) 「定制」以下六句の志序における位置づけについて、補足しておく。「若夫」以下の文章は、胡廣以下荀勗まで

は、人物とその著作または事跡について対句的に簡述したものであるが、この六句はそうではない。文脈からみると、「定制成文、本之晉令」は西晉の山濤荀勗についての句、「後代承業、案爲前准」まではそれをうけた後代が西晉を繼承したこと、「肇域官品、區別階資」は後文の范曄荀欽明二者とその著にかかり、両著が官品階資の区分において、それぞれ独自であったことを述べたと解釈すべきであろう。

(30) 「舊唐書」經籍志の范曄「百官階次」一巻のことか。なお、姚氏考證卷一七は「隋志」百官階次一巻不著撰人項に「南齊書」蔚宗選簿の記事を引く。

(31) 「隋書」經籍志史部雜傳「姑記」二巻、子部雜家「善諫」二巻、集部別集「宋黃門郎虞通之集」十五巻。

(32) 「南齊書」卷四〇武十七王魚復侯子饗傳に、長史劉寅

(33) 「字景蕤、高平人也、有文義而學不閑世務」とある。
〔漢書〕百官表列衆職之事、記在位之次、蓋亦古之制也、漢末、王隆應劭等、以百官表不具、乃作漢官解詁漢官儀等書、是後相因、正史表志、無復百僚在官之名矣、措紳之徒、或取官曹名品之書、撰而錄之、別行於世、宋齊已後、其書益繁、而篇卷零蕪、易爲亡散、又多瑣細、不足可紀、故刪、其見存可觀者、編爲職官篇、

(34) 姚氏考證卷一七。

(35) 本文後掲「三國志」卷三五諸葛亮傳裴注、「南史」卷二二王儉傳、「藝文類聚」卷四五、「太平御覽」卷一五一

〔藝文類聚〕卷四五とはば同文、本書の再掲か）参照。ただし、「藝文類聚」卷四八に引く「百官表」は、その内容は若干の字句の相違はあるものの、「初學記」卷一引く荀綽「晉百官表注」と合致する。したがって、「三國志」等四書に引用される「晉百官表」がじつは荀綽「晉百官表注」である可能性も皆無ではないが、本文でものべたように「晉百官表」と「晉百官表注」の関係が不明確であるので、本稿では、上記四書引用「晉百官表」は引用通りの書名であり、「晉百官表注」の「表」の本文部分、もしくは「晉百官表注」とは別書であるとしておきたい。

(36) 有史學、撰齊職儀、永明九年、其子中軍參軍顯上啓曰、

臣亡父故長水校尉珪之、藉素爲基、依儒習性、以宋元

徽二年、被敕使纂集古設官歷代分職、凡在墳策、必盡詳究、是以等級掌司、咸加編錄、黜陟遷補、悉該研記、述章服之差、兼冠佩之飾、屬值暨運、軌度維新、故太

宰臣淵奉宣敕旨、使速洗正、刊定未畢、臣私門凶禍、不揆庸微、謹冒啓上、凡五十卷、謂之齊職儀、仰希永

升天閣、長銘祕府、詔付祕閣、（天監）六年、除給事中五兵尚書、遷吏部尚書、勉居選官、彝倫有序、既閑尺牘、兼善辭令、雖文案填積、坐客充滿、應對如流、手不停筆、又該綜百氏、皆避其諱、（中略）天監初、官名互有省置、勉撰立選簿奏之、

有詔施用、其制開九品爲十八班、自是貪冒苟進者、以財貨取通、守道渝退者、以貧寒見沒矣、

なお、『隋書』卷二六百官志上に、

（天監）七年、革選、徐勉爲吏部尚書、定爲十八班、

以班多者爲貴、同班者、則以居下者爲劣、
とあるのを参照。

（38）拙著『六朝貴族制研究』（一九八七）二四〇頁以下参考照。

（39）漢迪於秦、有革有因、捨舉僚職、竝列其人、述百官公卿表第七、

（40）古之仕者、名書於所臣之策、各有分職、以相統治、周

官、冢宰掌建邦之六典、時御史數凡從正者、然則冢宰總六卿之屬、以治其政、御史掌其在位名數、先後之次

焉。（以下註（33）引用文に同じ）

（41）『隋書』と編纂時期が近接する諸書における「官曹」の代表的な用例を以下にあげる。「名諱未嘗經於官曹」（『晉書』卷九四隱逸范粲傳）、「有官曹簿領」（『晉書』卷九七四夷傳大秦國）、「有官曹文書」（『梁書』卷一九樂闇傳附子法才傳・『南史』卷五六）、「在職峻切、官曹肅然」（『梁書』卷二四蕭景傳・『南史』卷五一）、「留心政事、官曹治理」（『陳書』卷二八晉安王伯恭傳・『南史』卷六五）、「皆遺詣官曹、不得容匿」（『魏書』卷四下世祖紀・『北史』卷二）、「請託官曹」（『魏書』卷七七高崇傳附子謙之傳・『北史』卷五〇）、「官曹壅滯」（『南史』卷五二梁宗室下始興忠武王憺弟曄傳）など。

（42）「名品」には、一義的には名称や種類の意味がある。例えば『宋書』卷四一后妃傳は内官、『魏書』卷一〇九樂志は樂器、『隋書』卷一〇禮儀志は公事の名称種類を意味する。

しかし、以下のような用例は解釈がそれほど容易ではない。

〔宋書〕卷六〇范泰傳に、

泰上表曰、（中略）昔中朝助教、亦用二品、（中略）教學不明、獎厲不著、今有職閑而優者、可以本官領之、門地二品、宜以朝請領助教、既可以甄其名品、斯亦敦學之一隅、其二品才堪、自依舊從事、

〔梁書〕卷三一袁昂傳（『南史』卷二六）

復曰、（中略）聖朝遵古、知吾名品、或有追遠之恩、雖是經國恆典、在吾無應致此、脫有贈官、慎勿祇奉、

〔魏書〕卷五九劉昶傳（『北史』卷二九）

高祖曰、（中略）當今之世、仰祖質朴、清濁同流、混齊一等、君子小人名品無別、此殊爲不可、

〔南史〕卷四三齊高帝諸子下武陵昭王暉傳

少時又無基局、乃破荻爲片、縱橫以爲基局、指點行勢、遂至名品、

などとあるのをみると、人品、為人、身分、優れた人物などの意味がある。

〔43〕 前揭吳樹平校注『東觀漢記校注』一四二頁以下。

〔44〕 前揭『九家舊晉書輯本』三四六頁。

〔45〕 晉中興書百官公卿注云、惠帝在東宮、以舍人四人才學美者、與中庶子共治文書者也、

〔46〕 晉中興書百官公卿表注、齊王攸爲司空行太子太傅事、

〔47〕 前掲『九家舊晉書輯本』所輯何法盛『晉中興書』卷五

百官公卿表注には、「御覽」「類聚」などから十数条の佚文を引くが、内容から表注と推定した上で、篇名が明確なものは、この二条のみである。

〔48〕 張鵬一『魏略輯本』中外官志佚文三〇条のうち、中領軍と撫軍校尉の二条に人名があるが、前者が任官記事、後者はこの官の由来に関わる人名である。

〔49〕 前掲『九家舊晉書輯本』所輯謝靈運『晉書』百官志には五条の佚文があり、いずれも官制記事であるが、内容から百官志佚文と判断したようであり、百官志である明証はない。

〔50〕 章氏考證卷一、姚氏考證卷一。

〔51〕 ただ、『南齊書』百官志の一部にこれらとは異なる性格の記事があるが、これは『齊職儀』の記事が混入したものとおもわれる。詳細は本文で後述。

〔52〕 以下の議論は、すべて孫星衍輯周天游点校『漢官六種』（北京、一九九〇）佚文による。

〔53〕 案晉百官表、董厥字龔襲、亦義陽人、

〔54〕 時朝儀草創、衣服制則、未有定準、儉議曰、（中略）晉百官表云、太尉參軍四人、朝服武冠、此又宰府之明文、

(55) 王古號也、夏殷周稱王、金璽龜紐、細纏朱綬、五時朝

服、遠遜冠、佩山玄玉、

前揭『六朝貴族制研究』四六三頁以下參照。

(56) 前揭『六朝貴族制研究』四六三頁以下參照。

(57) 安平王李朗陵公何曾汝南王亮、皆爲太宰、

(58) 世祖以扶風王駿爲安東大將軍、

(59) 崔豹字正熊、燕國人、惠帝時官至太傅丞、

(60) 劉許字文生、涿鹿郡人、父放、魏驃騎將軍、許、惠帝

時爲宗正卿、

(61) 劉許字文生、涿鹿郡人、父放、魏驃騎將軍、許、惠帝

(62) 『百官春秋』についても、『大唐六典』卷九注『宋百官

(63) 春秋』に「初、晉中書置主書、用武官、宋文帝改用文吏」

といい、同卷一四注『宋百官春秋』に「太常丞視尚書郎
(下略)」とあるものも、人事の方針や官職の格付けに関連
し、やはり単なる官制記事ではない。なお、後者の「視」

については、前掲『六朝貴族制研究』二四四頁参照。

(64) 建元四年、有司奏置國學、祭酒准諸曹尙書、博士准中

(65) 書郎、助教淮南臺御史、選經學爲先、若其人難備、給

事中以還明經者、以本位領、(下略)

(66) 太常丞舊用員外郎、遷尚書郎、天監七年、改視尚書郎、

太常主簿視二衛主簿、

(67) 前掲『六朝貴族制研究』二四三頁以下參照。

(68) 以上その他『梁勳選格』一卷・『史部用人格』一卷など

も任官にかかる記録であろう。

(66) 易敍必義神農黃帝作敎化民、而傳述其官、

自周襄、官失而百職亂、戰國竝爭、各變異、秦兼天下、

建皇帝之號、立百官之職、漢因循而不革、明簡易、隨

時宜也、其後頗有所改、王莽篡位、慕從古官、而吏民

弗安、亦多虐政、遂以亂亡、

(67) 百姓不能以自治、故立君以司牧、元首不可以獨斷、乃

命臣以佐之、然則安海內、正國家、非一人之力也、

(68) 設官分職、錫珪胙土、由近以制遠、自中以統外、內則

公卿大夫士、外則公侯伯子男、咸所以協和萬邦、平章

百姓、允釐庶績、式敍彝倫、其由來尙矣、

(69) 至於羲軒昊墳之間、龍火鳥人之職、頗可知矣、唐虞六

十、夏商倍之、周過三百、是爲大備、而秦漢魏晉代有

加減、罷置盛衰、隨時適務、且國異政、家殊俗、設官

命職、何常之有、

(70) 然古今異制、文質殊途、或以龍表官、或以雲紀職、

(中略) 夏倍於虞、殷倍於夏、周監二代、沿革不同、

其道既文、置官彌廣、逮于戰國、戎馬交馳、雖時有變

革、然猶承周制、秦始皇廢先王之典、焚百家之言、創

立朝儀、事不師古、(中略) 漢高祖除暴寧亂、輕刑約

法、而職官之制、因於嬴氏、其間同異、抑亦可知、光

(71) 武中興、聿遵前緒、（中略）魏晉繼及、大抵略同、爰及宋齊、亦無改作、梁武受終、多循齊舊、（中略）、陳氏繼梁、不失舊物、高齊創業、亦遵後魏、（中略）有周創據關右、（中略）高祖踐極、百度伊始、復廢周官、還依漢魏、

漢之初興、承繼大亂、兵不及戢、法度草創、略依秦制、後嗣因循、至景帝、感吳楚之難、始抑損諸侯王、及至武帝、多所改作、然而奢廣、民用匱乏、世祖中興、務從節約、并官省職、費減億計、所以補復殘缺、及身改、而四海從風、中國安樂者也、昔周公作周官、分職著明、法度相持、王室雖微、猶能久存、今其遺書、所以觀周室牧民之德既至、又其有益來事之範、殆未有所

窮也、故新汲令王隆作小學漢官篇、諸文偶說、較略不究、唯班固著百官公卿表、記漢承秦置官本末、訖于王莽、差有條貫、然皆孝武奢廣之事、又職分未悉、世祖節約之制、宜爲常憲、故依其官簿、粗注職分、以爲百官志、

(72) 帝奏司空荀顥定禮儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭沖總而裁焉、始建五等爵、
(73) 易曰、天尊地卑、乾坤定矣、卑高既陳、貴賤位矣、是易以聖人法乾坤以作則、因卑高以垂教、

(大阪市立大學副學長)